

デジタル情報公開度調査・情報公開権利濫用調査

2023年9月22日

全国市民オンブズマン連絡会議

1 調査の目的とねらい

自治体 DX が叫ばれているなか、自治体の情報公開はDXから取り残されている印象がある。そこで、デジタル情報公開の実情とあわせ、紙による情報開示とセットで語られることの多い権利濫用条項の現状を調査した。これとあわせ、デジタル情報公開と親和性の高い情報として、公有財産減免一覧表のデジタル化の状況を調査した。

2 調査対象

47都道府県 20政令市 62中核市

3 デジタル情報公開制度調査

(1) メールやフォームでの情報公開請求

不可の自治体数

都道府県 岐阜県(1)、政令市 京都市(1)、中核市(17)

(2) デジタルデータとしての開示

①紙情報をデジタル化して開示する自治体数

都道府県 24(紙のみ23)

政令市 13(紙のみ7)

中核市 20(紙のみ42)

*ただし、デジタル化した場合でも元情報が紙の場合については、1枚について10円を徴収する自治体が都道府県で7、政令市で6、中核市で5存在する。

②デジタルデータをデジタルデータとして開示

都道府県 47

政令市 20

中核市 55(7自治体は紙にプリントアウトして開示)

*デジタル情報として開示する場合でも、紙換算して1枚あたりの費用を請求する自治体がある(横浜市、豊田市)。こうした自治体では、請求手数料やその他の費用を加えると紙情報よりも高額な費用負担が必要になる場合もある。情報公開の実費主義とは異なる受益者負担の発想によるものであり、情報公開制度についての後退と考える。

(3) 開示情報の公表

都道府県、政令市、中核市では存在しない。

(4) 課題と展望

○情報公開分野でのDX化は不十分。

- デジタルデータの開示に際して、新たな手数料徴収の動き→「知る権利」から「受益者負担」への後退。
- 情報公開分野での DX 化→行政情報の市民間での共有化→政治参加の活性化

4 権利濫用調査

(1) 権利濫用を理由とする却下や不開示に条例上の根拠を持つ自治体

都道府県	0
政令市	2
中核市	7

(2) 条例に定めなく、濫用を理由とする「拒否」「却下」「不開示」をしている自治体

都道府県	25
政令市	6
中核市	12

(3) 権利濫用を理由とする手続きの定め

調査項目

- ①根拠 ②手続きの Web 公開の有無 ③権利濫用に該当する類型と具体例の例示
- ④第三者機関の関与など手続きの公平性 以上の観点から自治体の手続きを評価
- *多くの自治体の手続きは抽象的で現場まかせとなっている。

(4) 却下件数

件数では横浜市の1750件（内訳は不明）が最も多い。却下の定めが詳細であることとの関連が気になる。

(5) 権利濫用が「濫用」されないための課題

- 権利濫用の判断要素・基準・第三者参加の手続きを条例で定めること
- 手続きの策定にあたっては、大量請求と権利濫用とを区別すること
- 情報公開に対する受益者負担の発想のトレンド化による権利濫用の「濫用」の監視

5 公有財産減免一覧表のデジタル化

(1) 減免一覧表を作成している自治体

都道府県	14県	ただし Web 公開は奈良県のみ
政令市	4市	ただし Web 公開は京都市、大阪市のみ
中核市	9市	ただし Web 公開は吹田市、西宮市のみ

(2) 公有財産が漫然と減免されていることに対するチェックのために一覧表の作成、開示が必要。

(3) 大量の情報と当該情報の透明化のための情報公開デジタル化推進の必要性